

農業委員会だより

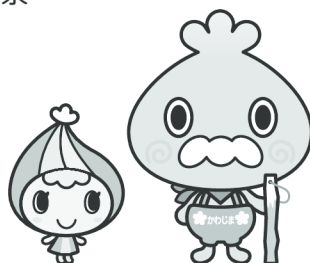


川島町の担い手農家紹介

小森谷さんは、平成27年から主穀農家として就農し、平沼・白井沼地区で水稻を約18ha、麦を約9ha耕作する大規模農家です。昨年11月に結婚された祐子さんとともに幸せいっぱい。おいしいお米を作っていますので是非ご賞味ください。

小森谷晃・祐子さん(大字白井沼)

- 🍓 空き家とセットで、農地の取得条件が緩和されました
- 🍓 「(有)信州うえだファーム」先進地視察
- 🍓 農業委員のコラム
- 🍓 任期3年間を振り返って
- 🍓 永年勤続表彰
- 🍓 農地の賃借料情報
- 🍓 編集後記



川島町マスコットキャラクター
「かわみん」 「かわべえ」

第19号 平成30年3月20日発行

発行：川島町農業委員会
編集：川島町農業委員会だより編集委員会
〒350-0192
比企郡川島町大字下八ツ林870-1
電話：049 (299) 1760 (ダイヤルイン)

空き家とセットで、農地の取得条件が緩和されました。

川島町農業委員会は平成30年1月1日より、空き家に附属した農地を空き家とともに取得する場合、農地法第3条による下限面積要件を1アールまで引き下げました。

売買や賃貸が難しい空き家に附属した農地について、下限面積を引き下げることによって、遊休農地解消にも寄与し、町外からの新規就農の移住促進につながることを期待されます。

Q 1. どのような農地でも対象になりますか

A. 川島町の空き家バンクに登録された空き家に附属した農地であることが条件です。川島町内の全ての農地に適用されるものではありません。

Q 2. 下限面積とは何ですか

A. 農地の所有権等の権利取得にあたり、権利取得者が必要な最低限の耕作面積を下限面積といいます。

Q 3. 農地は誰でも取得はできないのですか

A. 現在の農地法では、農地の所有権を取得する場合、原則として50アール(5千㎡)以上耕作を行っていることや、年間150日程度農業に従事していることなどの条件があります。しかしこの制度では、50アール以上の耕作条件が1アール(100㎡)まで引き下げられます。

Q 4. 空き家バンクへの登録はどこでするのですか

A. 川島町役場庁舎内の、農政産業課の窓口にて受付等行っています。

手続きフロー図

- 1 空き家バンク登録申込書を農政産業課へ提出
- 2 『空き家に附属した農地指定申出書』を農業委員会に提出。(農地所有者)
- 3 農業委員会定例会において、適用する農地か否かの判断をし、告示。
- 4 農地所有者へ判定結果の通知。
- 5 空き家の売買・賃貸の契約を締結。
(農地所有者+農地取得・借受希望者)
- 6 農地法第3条許可申請書を農業委員会に提出
(農地所有者+農地取得・借受希望者)
- 7 農業委員会定例会において、審議し許可書発行。

※制度の詳細については、川島町農業委員会の窓口にてお問い合わせください。

－「(有)信州うえだファーム」先進地視察－

耕作放棄地対策・新規就農者育成事業 の取り組みを研修

農業委員会では、10月19日、長野県の(有)信州うえだファームを訪問し、耕作放棄地対策・新規就農者育成事業の取り組みについて視察研修を行いました。

同社は、JA 信州上田の子会社として平成12年に設立。同地域では農業従事者の高齢化、担い手不足が進み、耕作放棄地が増大したため、地域農業を守ることを目的に、設立されました。事業方針として「地域に様々な波及効果が発揮できる活動を通じ、地域農業振興及び地域活性化に貢献できる取り組みを進める」を理念に地域振興を進めています。

現在では、従業員数52人、耕作面積6,513a、水稻、露地野菜、施設野菜、果樹等を作付けしています。

設立以来、耕作放棄地再生・利用事業に取り組んでおり、解消面積は、11.4ha、発生防止面積は、13.9haとなり農地として再生しています。特徴的取り組みとしては、再生した農地に、ブランド農産物づくりを進め、うえだみどり大根、薬草、エゴマ等の作付けを行うほか、ワイン用ぶどうの生産団地の造成など農業経営が成り立つような取り組みを行っています。また、高齢化等で営農が続けられなくなった農地を借り受け、営農を引き継ぐことにより耕作放棄地の発生防止を図っています。

新規就農者育成事業の取り組みについては、平成21年から実施しており、出身地を問わず18歳から45歳までの方を2年間研修生としてJAが雇用する方式をとっています。平成29年までに、37人を研修生として受け入れ、独立就農した方は20人おり、その3分2が県外の方で、上田市内で農業を営んでいます。現在も12人の研修生がいます。同社は、このような活動が高く評価され、耕作放棄地発生防止・解消活動表彰において最高賞である「農林水産大臣賞」を平成29年に受賞しています。

川島町も同様の問題を抱えており、今後農業委員会が果たすべき責務等について質疑を行い、有意義な研修となりました。



田園風景を守っていくために

幼少期の記憶では、隣近所の農家が農地を所有しており、牛や馬を飼っていたため、道端の草は競って刈り取りを行い、飼料としていました。

各農家に機械の導入が始まるとともに雑草はそのままとなり、お米も大事な食料から一部は飼料米へと変化しつつあります。

農業委員会活動において雑草の茂っている農地等の調査をすると、農地を相続した人は他に仕事をもって、農業に従事できないことから、荒れているといった事例が多く見受けられます。そのような状態を防ぐためにも、農地中間管理事業を利用するのはいかがでしょうか。現在は、所有者自身で耕作を行っ

ている農地についても、所有者から農林公社へ農地の貸付をして、自分で借りることもできます。もしもの場合、農林公社へ貸付をしている農地であれば次の耕作者が見つかりやすくなり、荒地になることが防げます。

多面的機能維持活動という取り組みもあります。集落単位での保全活動をして、地域の農地・水路等の資源を守る活動です。補助事業の一環として申請すれば機械経費や日当等が補助されます。近年では、大型草刈り機械による除草作業を行うことが多く、オペレーター、交通整理の方が除草作業を行い、その他の方はビニール袋持参のゴミ拾い等として事業に気軽に参加できる方法もあります。それによって農村の有する田園風景が今後も維持できるのだと思います。(町田 章)

これからの農業

私の小さい頃の川島町で行われていた主な農業は、水稻・小麦・養蚕でした。

養蚕は、1年間で5回も蚕を飼う農家もあり、多くの家で飼われていました。繭が出来る時期には、寝る場所もなくなるほどで、大変な時代でした。しかし、現在では桑畑もなくなり、当時の様子をみることは出来ません。

米作りに関しては、牛・馬などを使って田畑を耕しました。家族全員で田植えを行い、もみ種を苗間に蒔いて苗取りをし、水田に手で苗を挿し入れていました。10時の休憩時間には、近所の方とお茶休みをしているのどかな光景もあちこちの畦道で見られま

した。当時の農業は、足・腰が痛くなるほど大変な作業であり、人手が無くては出来ない時代でした。現在では、トラクターや田植え機などの導入によって作業の機械化が進んだことで、何日もかかっていた作業が楽に終わることが出来ます。

一方で、農家の高齢化により、農家の数も減ってきています。

遊休農地や耕作放棄地が増えてきていますが、耕作できなくなった農地を担い手農家に集積する農地中間管理事業という制度もあります。

先輩たちが一生懸命守ってきた農地を無駄にはせず、川島町のすばらしい田畑を後世に残していきたいと思います。(中里 富雄)



任期3年間を振り返って

私たち農業委員18名は、平成27年5月に任命を受け、農地法、農業委員会等に関する法律に基づき事業を行ってまいりました。

振り返りますと、平成28年に農業委員会等に関する法律が改正されまして、担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進が必須業務となり、私たちが担う責務も大きくなりました。微力ではございましたが、それなりの成果を上げることができました。平成28年12月には、農業委員会の意見をまとめた「川島町の農業に関する施策の意見書」を町長に提出しました。また、町の施策のひとつである五反要件の緩和についても、町内の農家の空き家を調査し、審議した上で平成30年1月に施行となりました。

農業委員として、皆様の要望に応えるべく努力をしてまいりましたが、農業、農村を取り巻く環境は、TPP問題をはじめ厳しい状況にあります。私たちも後2カ月の任期となりましたが、後任の農業委員・農地利用最適化推進委員の活動には、協力を惜しまない所存でございます。終わりに、農業委員活動にご指導ご協力をいただいた農家、町民の皆様、町執行部の皆様大変ありがとうございました。

会長 長谷部 實

永年勤続表彰

長谷部 實 氏
菊地 敏昭 氏 が受賞

優良実践農業委員会表彰

川島町農業委員会が受賞



平成30年2月27日、川島町民会館において、平成29年度比企農業委員・農地利用最適化推進委員の集いが開催され、比企地区農業委員・農地利用最適化推進委員永年勤続者表彰において、長谷部實氏（牛ヶ谷戸在住）と菊地敏昭氏（下八ツ林在住）が受賞されました。

両氏とも、農業委員として3期歴任し、多年にわたり農地の利用調整や、耕作放棄地の発生防止等農業委員活動に精力的に従事され、町の農業振興に多大な功績を残したことが評価され受賞となりました。

また、川島町が行っている担い手への農地利用集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等の活動が評価され、優良実践農業委員会表彰を川島町農業委員会が受賞しました。

農地の賃借料情報

川島町農業委員会では、農地法第52条に基づき、昨年一年間の農地の実勢賃借料を収集・整理し、賃借料情報として公表しています。

これは、農地の賃貸借契約をするときの目安となるよう賃借料の実勢を平均額・最高額・最低額で表したものです。

賃借料決定で困った場合などは、この実勢額を参考に貸し手・借り手で協議し決定してください。

平成29年1月から12月までに公告された農地の賃貸借における賃借料水準（10aあたり）は次のとおりです。

（単位：円）

区分	平均額	最高額	最低額
田	5,758	10,000	1,000
畑	3,218	10,000	1,000

※ 土地改良費は実勢額に含まれていません。貸し手・借り手で協議し決定してください。

編集後記

最後の農地パトロール

川島町農業委員会は、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員の選出方法が公選制から、議会の同意を要する町長の任命制へと変更されました。

また、現場活動を中心に行う農地利用最適化推進委員が新設され、担当区域ごとに農業委員会が委嘱する制度となります。

今年度も、平成29年7月の猛暑の中、耕作放棄地の確認作業である「農地パトロール」を行いました。

近年は、地球温暖化等の影響により、過去に経験したことのない災害が全国各地で起こっています。普段から災害に対する十分な備えが必要だと思います。

川島町の豊かな環境を先人から受け継ぎ、未来へ送り届けることが我々農業委員の仕事であり、農業委員会の姿であると思います。

広報誌の発行に際し、皆様のご協力に感謝申し上げます。

（原田 裕）

編集委員長 原田 裕
副編集委員長 森田 進
編集委員 島村 邦夫
鹿山 柳治
小森谷武雄
栗原 明男
長谷部 實
岡部 政一

相談役

岡部 政一